



毎年のことですが・・・。

確定申告時期は、忙しいです。

1月と2月前半までの雑感

(その1) ふるさと納税を申告する方が、急増しております。



『ふるさと納税』をすると、市町村役場から、寄附のお礼にご当地の特産品などが送られてきます。(実は、見返り目的の主。)

この、ふるさと納税の雑感からはじめます。

- ① ふるさと納税は、寄付金額に適正限度額があります。

限度額とは、減税効果のことをいい、インターネットで簡単に確認できます。

多くの方が、限度額いっぱいの寄付をされております。

限度額を計算する際の所得は、今年の場合平成27年分です。

その前年分(26年)と勘違いされないでください。

年末に駆け込みふるさと納税が多くなるのは当然の結果です。

- ② 選択する特産品は、農産物が多い。

関与のお客様は好物や、奮発した農産物を頼まれる方が多かった。

中でも、佐賀県や滋賀県内市町村でお肉をもらう方が多かった。

Aさんは、50万円を佐賀県のある役場へ寄附したつわもの。

(ヒレ肉が5枚が、4回宅配) Aさんの宅配先は当事務所としました。

ヒレ肉を分けていただき、レシピ(弱火でじっくり)の通り調理した結果、大変おいしくいただきました。(ステーキ店、1枚2万円相当?)

そう考えると、お肉にはお値打ち感があります。

- ③ 彦摩呂風、『ふるさと納税は、玉手箱や〜』です。

ホームページで、ふるさと納税と検索すると、多種類ありすぎて

何をお礼でもらうか悩みます。

Bさんは、1万円・2万円の小口をじっくり選択していました。

都道府県のホームページから入り、寄附をする市町村を選択しました。

じゃがいも、肉、鍋セットなど、変り種では高級ティッシュペーパーも。

Cさんは、大口派(限度額100万円)

4Kテレビ、スチームオーブンなど、電化製品だけでなく、

奈良ホテルや、湯河原温泉などの宿泊ギフトを選択していました。

当事務所おすすめ第一位は、羽毛布団(南あわじ市)です。

（その2）年明けから、相続税相談が増えてきました。

相続税申告の法定納期限10ヶ月であることは、ご存知と思います。

相続税基礎控除が引き下げ（平成27年1月より）、結果、27年中に亡くなられた方の申告期限はこれからとなります。

親の遺産分割をはじめたら思ったより多くて、相続税申告が不安になり、駆け込む先は、税務署。（署に行けば、申告書の作成相談している。）

ところが、税務署対応は、『税理士さんをお願いしてください。』

インターネット、タウンページ、知人からの紹介で当事務所へ来られます。

『ご縁がありましたね』とできるだけ受けるようにしておりますが、年始からで既に5件、1月末にも駆け込み納税者をやっと完了したばかり、今回は断ろうかと思いましたが、会ってみることにしました。

今回は母の相続ですが、父、祖父の財産の未分割もあり、一部の遺産分割で相続対策を間違えていました。相続人に株式の経験がなく、かつ、特定口座でない株式も複数あり、相談者が遺産の把握に動くことを条件に引き受けました。連日電話報告を受け、次の指示を出しております。被相続人の独り暮らしでいたので、高配当商品・リゾート施設預託金など、相続人が知らない財産もあり『びっくりぽん』です。

（その3）今一押しのテレビ番組は、BS『鴨川食堂』です。

『思い出の料理を探します。』と一行広告を出す、看板もないお店。

全8回シリーズ。毎回、ジーン心を打たれるラスト。

子供の頃の、渥美清さん主演の『泣いてたまるか』を思い出してしまいます。

萩原健一さんの名演技ぶりに、今一番楽しい番組です。



万代つばさグループ代表
発行者 八百板 誠

（ 税理士法人 万代つばさ 代表社員税理士 ）
（ 八百板誠行政書士事務所 ）

事 務 所 ： 新潟市中央区下大川前通7ノ町2230番地 （8階建の1階奥です）

025（228）4697

編集者より 記事は独自の調査分析により書き上げております。

明示、黙示にかかわらず、発行者（当事務所）がこれを保証するものではありません。